国民主権を〝空洞化〟する政党公費助成制度

立正大学名誉教授　金子勝さん

婦人民主クラブは十一月七日、金子勝さんを講師に「国民主権を〝空洞化〟する政党公費助成制度」と題する学習会を開きました。婦民ではこの法が「思想・良心の自由」「政党支持の自由」などを侵すものとして「政党助成法廃止を求める署名」を広げてきましたが、この秋の臨時国会へ提出の運びとなりました。これを機会に改めてこの法を学ぶ学習会となりました。

日本国憲法のもとでは、政治は「国民主権」を源泉とします。それ故に、いかなる政治問題も国民主権に基づいて解決されなければなりません。では政党助成制度は国民主権のもとで正当性を持つものなのでしょうか。まず「政党助成法」の概要から見ていきましょう。

「政党助成法」の概要

〈政党助成金を受けることができる資格〉①五人以上の衆議院議員または参議院議員を有する政治団体と、②一～四人の衆議院議員または参議院議員を有して、しかも補欠選挙を除く直近の四つの国政選挙のうち、どれか一つで得票総数が有効投票総数の百分の二（二％）を獲得した政治団体にのみ、交付と使途に条件と制限がつかない政党交付金を交付するとしています。（第二条・第四条）。

〈政党交付金の交付方法について〉その年の総額（直近の「国勢調査」の結果による人口に二百五十円を乗じた額）を（第七条）議員数割＝議員数に応じて配分（総額の二分の一）、得票数割＝得票数に応じて配分（総額の二分の一）、その合計を有資格政党に交付するものとしています（第三条・第七条第二項）。

総務省が四月二日に決めた二〇一八年分の八党への交付決定額（制度に反対して申請していない共産党を除く）は計三百十七億七千三百六十八万円。百七十四億余円の自民党をトップに、立憲民主党二十七億余円、希望の党三十億余円、公明党二十九億余円、民進党三十五億余円、日本維新の会十三億余円、自由党二億余円、社民党三億余円となっています（四月三日付「日本経済新聞」朝刊）。

11月7日、全国教育文化会館

政党活動の自由とは

国民主権のもとでは、政党は基本的には主権者国民が国民主権を実現しようとして、つまり自己の世界観に基づく理想の政治を実現しようとして、また、その理想の政権・国家・社会を樹立しようとして、他の主権者国民と共に結成する組織（団体）です。

従って国民主権のもとでは、政党を結成し、運営し、解散すること、あるいは政党に加入することや、政党の活動に従事することなどは、主権者国民の基本的人権（政治的人権）なのです。日本国憲法はこのことを「結社の自由」（第二十一条）として保障しています。

国家は、政党を国家機関の一つ、またはその下請け機関としたり、政党の存在や活動を禁止したり、制限してはいけないのです。また国家は、政党の内的事項（党役員の選任、党規則の制定、党の意思決定方法など）に干渉することは許されません。つまり国家は「政党の自由」を保障しなければならないということです。

2018年5・3憲法集会で

「政党の自由」には、政党を結成する自由、結成しない自由、政党に加入する自由、加入しない自由、離党の自由、政党を解散する自由、自主活動の自由（以上「結社の自由」が保障）、他の政党との平等的取り扱い（憲法第十四条の「法の下の平等」が保障）、議員、選挙人の資格の他の政党との平等的取り扱い（憲法第四十四条が保障）、政党の「表現の自由」（憲法第二十一条）、「学問の自由」（憲法第二十三条）などが含まれます。

政党助成の問題点は

第一に政党に政党交付金が交付されるようになると、政党の存立と活動は交付金に依存するようになり、その額が多ければ多いほどそれが顕著になります。このことは、交付金の額の増減措置、交付金の廃止措置を操作することによって、国家＝時の政権が、政党の生殺与奪権を握ることを可能にします。

第二に、そうなると政党は交付金を失うことを恐れて、その政権の追従者となり、主権者国民と共にその政権（党）の反憲法的、反民主的政治と闘うことを放棄するようになってしまうことが予想されます。

従って政党への交付金の交付は、政党と国民主権及び民主主義をむしばむ危険な「麻薬」であると考えられます。

第三に政党への交付金の交付は、一般活動費であれ選挙費用であれ、主権者国民から政党を遊離させることになります。また政党にとって最も大切な国家からの自由な存在という立場を侵すことになる根源ですから、その実施は国民主権を空洞化させることになってしまいます。

第四に政党に交付される交付金は国民の税金です。自分の税金が自分の支持しない政党に行くことを拒否する人にとっては、政党への交付金の交付は「強制献金」です。それ故、各人の「思想・良心の自由」（憲法第十九条）や「結社の自由」を侵害することになります。

民主主義損う交付金

第五に、小政党が交付金を受け取ることができない問題では、「政党の自由」が確保されるためには、国家の政党に対する取扱いの「平等」が不可欠となります。

①「政党の平等」（憲法第十四条）は、国家が政党の結成・運営・活動などに干渉できないようにするため「機会の平等」（「画一の平等」）でなければなりません。

②政党の大小、与党か野党か、保守か革新か、資本主義志向政党か社会主義志向政党かなどを基準にして、国家が政党を差別することは、「政党の自由」と「政党の平等」の侵害となります。

③従って、一定以上の数の議員や得票率を持つ政党にのみ交付金を交付することは、「政党の平等」と「政党の自由」に違反し、許されないと考えます。

④さらに一般活動費や選挙費を議員数や得票率の高い政党に多く交付することも同様です。

⑤政党の評価は国家の権限ではなく、主権者国民の固有の権利です。

第六、政党はその命である国家からの自身の自由を確保するために、党員の収める党費、機関紙などの事業収入、主権者国民の個人的な寄付によって運営されるべきであり、政党が交付金の交付を受けることは、政党自身と国民主権の堕落です。

第七、主権者国民からでなく国家からお金をもらうようになった時、政党は国民から離れていき、国民は政党を統制できなくなります。また国家（当該政権）を統制できなくなります。そうなれば国民主権は空洞化してしまいます。